

豊島省税会 会報

第 23 号

平成 24 年 1 月



豊島間税会

目 次

新年のご挨拶	豊島間税会	会長	根本 弘三	1
新年のごあいさつ	豊島税務署	署長	大橋 弘明	2
税を考える週間	豊島間税会	事務局	藤川 盛弘	3
平成23年度納税表彰				4
納税表彰を受けて	豊島間税会	副会長	伊東 佑浩	4
受賞御礼	豊島間税会	常任理事	小林 宏之	5
受賞御礼	豊島間税会	常任理事	坂口登志男	6
日帰りバス研修会	豊島間税会		南口 清子	7
中学生「税についての作文」				
「税金の必要性」	西池袋中学校3年		高田 梨沙	8
「夢をつなぐ」	池袋中学校3年		林 悠芽実	9
「日本の心『ギブアンドテイク』」	西池袋中学校3年		二宮 蓮夢	10
「税金について」	西池袋中学校3年		関 千夏	11
「命と税金」	池袋中学校3年		鷺谷 愛	12
「税について」	千登世橋中学校3年		片山絵莉子	13
間税会とは				14
税務署だより(確定申告特集他)				15
豊島間税会名簿・編集後記				19
豊島酒販連合会・豊島優申会名簿				20

消費税 活かすみんなの 間税会

新年のご挨拶



豊島間税会 会長 根本 弘三

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様にはご健勝にて新しい年をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は会の運営活動に対しまして署を始め役員の暖かいご支援ご協力を賜り、無事にその任務を達成出来た事に対し重ねて厚く御礼申し上げます。

昨年3月の東日本大震災、原子力の放射能汚染は大きな不安と負担を与えた暗い一年でありました。新しい年を迎え、明るい話題を期待したいと思いますが、すでに財政危機に陥っているわが国では、消費低迷が続くことも予想されます。

豊島間税会におきましては「税を考える週間」11月11日～17日の初日に当り、巣鴨駅構内、広場において、世界の消費税の刷り込んだクリアファイルにパンフレットを入れて配布し、街頭広報を行い、税と間税会をPRしました。当日は豊島税務署大橋署長始め署の幹部の方、都税事務所長、法人会、納税貯蓄組合の各役員の皆様のお手伝いご苦労様でした。

又、今年は特に国税電子申告 e-Tax の一層の普及拡大につきまして、納税者の利便性の向上と行政事務の簡素化効率化を図るため、最重要課題として会員の皆様も全力で頑張ってください。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご事業の繁栄とご健勝をご祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



深めよう 税への理解と 正しい知識



新年のごあいさつ

豊島税務署 署長 大橋 弘明

新年あけましておめでとうございます。

豊島間税会の皆様方におかれましては、平成24年の新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

根本会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から私ども税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。特に昨年も税を考える週間におきましては、巢鴨駅構内及び駅周辺で「世界の消費税のクリアファイル」を配布するなどの街頭広報を通じて、消費税に関する税務広報や税知識の普及にご尽力いただいております、お蔭様をもちまして、豊島税務署の事務運営も順調に推移しており、豊島間税会の皆様方のご理解とご協力に重ねて御礼申し上げます。

本年も、消費税知識の普及や納税道義の高揚のため、なお一層の活発な会活動をよろしくお願い申し上げます。

さて、私どもが税務行政を行うに当たっては、申告納税制度の基本を支える「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」と「納税環境の整備」という国民からの負託に応え、国民・納税者の皆様から信頼される税務行政を引き続き行っていくことが重要であると考えております。

このため、私どもとしましては、内部事務を一元化するなど組織を再編するとともにIT化を推進し、更なる納税者利便の向上と事務の効率化のために積極的に取り組んでいるところであります。

特に、国税電子申告・納税システム、いわゆるe-Taxの利用拡大につきましては、最重要課題の一つとして全力で取り組んでいるところでございます。

e-Taxの利用拡大をより一層推進していくためには、私ども税務当局の努力はもちろんですが、皆様方のお力に負うところが極めて大きいと考えております。

豊島間税会の会員皆様方も更なる利用拡大へ向けて、引き続きご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今年の干支は「壬辰」、草木に種が生まれ、伸長する状態を表すそうですが、豊島間税会にとりましても一層の飛躍の年となりますよう、また、会員皆様方の益々のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

税を考える週間(H23 年 11 月 11 日～11 月 17 日)

豊島間税会 事務局 藤川 盛弘

新年明けましておめでとうございます。

平成 23 年 11 月 11 日に「税を考える週間」の行事として、間税会恒例の街頭キャンペーンを午前 10 時より JR 巣鴨駅で実施いたしました。

当日はあいにくの天気となり、時折激しく雨が降りましたが、豊島税務署から署長、副署長、統括官、豊島都税事務所から吉田所長、豊島納税貯蓄組合から桐生会長、豊島法人会から鈴木会長をはじめ多くの方に参加いただきました。

e-Tax の普及などの広報資料をクリアファイルに入れて配布しましたが、皆様のご協力によって、予定よりも早く配布予定部数を配布することができました。

消費税率の引き上げなどが検討されています。当会としても事業計画にある、消費税などに関する啓蒙、円滑な税務運営に協力できるよう頑張っていきたいと思います。



納税表彰を受けて

豊島間税会 副会長 伊東 佑浩

新年明けましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式では、大橋豊島税務署長から表彰状を頂き、誠に有難う御座いました。

これも、豊島税務署の皆様方、豊島間税会の根本会長はじめ役員、会員の方々のお陰であり、心より感謝を申し上げます。

リーマンショックから徐々に回復基調であった日本経済が、3.11の東日本大震災と原発事故、そして超円高により戦後最大の国難といわれる状況になっております。従来の尺度の延長では、中小企業の生き残りは厳しい環境にあり、本年が時代の大きな転換点となるのではないかと考えます。

この様な中、「消費税」に関しても財政再建や社会保険制度の財源確保等の目的で増税する検討が国会で議論され始めております。増税による消費減少等の問題もありますので、安易に進めるのでは無く、国会のみならず、国民の中でも議論を重ね、皆が納得出来る方向に進めればと思います。今後、豊島間税会が消費税についての在り方を協議できる場となれるよう、私に出来ることを地道に頑張りたいと思います。

本年も、会員皆様の益々のご健勝とご事業の発展をご祈念申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

以上



受 彰 御 礼

豊島間税会 常任理事 小林 宏之

新年明けましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式で豊島税務連絡協議会表彰状を受彰させて頂きました。これも、根本弘三会長をはじめ、会員の皆様のご指導の賜物と心より感謝申し上げます。

昨年は、千年に一度と言われる東日本大震災により、多くの方々が被災し、いまだ、復興の途上にあります。被災直後から多くの方が、それぞれの出来る範囲で具現化した助け合いの精神や思いやりの心は、海外からも賞賛されました。それは「絆」の一文字に象徴されておりますが、改めて日本に生まれてよかった、日本人としての誇りを持つと強く意識させられた一年でした。

納税は日本人としての義務であります、この素晴らしい日本人であることの証といえるかもしれません。今年も間税会の活動を通じ、微力ではありますが税務行政の運営にお役にたてればと思っております。

会員の皆様のご健勝とご事業の発展を祈念申し上げ、御礼の挨拶とさせて戴きます。

平成 23 年度 納 税 表 彰

平成 23 年 11 月 15 日（火） 平成 23 年度納税表彰式がホテルメトロポリタンにて挙行され、当会からは下記の方々が受賞されました。

なお、表彰祝賀会も同ホテルで盛大に行われました。

◎豊島税務署長表彰	伊 東 佑 浩（副 会 長）
◎豊島税務連絡協議会表彰	小 林 宏 之（常任理事）
◎豊島税務連絡協議会表彰	坂 口 登志男（常任理事）

受 賞 御 礼

豊島間税会 常任理事 坂口 登志男

明けましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式で、豊島税務連絡協議会表彰状をいただきまして誠にありがとうございました。これも偏に、根本弘三会長をはじめ多くの方々のご指導の賜物と心から感謝し、熱く御礼申し上げます。

昨今、特にユーロ圏諸国の財政問題が広く報道されておりますが、現在のわが国の財政状況を直視しますと、とても対岸の火事とは思えなく、深く考えさせられる問題であります。改めて、財政規律と共に国の根幹をなす税の重要性を認識いたしました。消費増税についても、ようやく本格的な議論がなされるようになりましたが、中長期的な観点から多くの方々に分かりやすく説明をするならば、必ずご理解していただけるものと確信しております。

引き続き税務行政に関して、微力ながらお手伝いをしてまいりたいと思っております。このたびは誠に有り難うございました。



日帰りバス研修会

豊島間税会 南口 清子

「税を考える週間」に係わる行事として、今年は、大田市場、羽田整備工場、見学に行ってきました。秋晴れのさわやかな天候に恵まれ池袋を出発、大田市場に到着。市場は初めてでしたので、その広大な敷地、設備に仰天してしまう程でした。セリ取引は早朝に行う為、見学は出来ませんでした。が、市場案内のスクリーンを見た後に、説明案内者のユニークな説明を楽しく拝聴し、市場内の仕組みを少し理解しました。

その後、JALの機体整備工場内へ、何故か心ときめく思いで工場内へ。

旅客機が入る場所、想像外の広大な格納庫、目前で機体を見、その機体内のしくみ、設置した器具等の説明を受け、整備士などスタッフが徹底した点検、整備を行う、何千個とあるネジ1つ欠けること、その他不備なことがあれば、多くの人命を失うことになる、その作業の大変さに、整備士、スタッフの方達へ絶大なる尊敬の念をもちました。

今回の見学は普通一般では見学出来ないところでしたので、大変有意義でした。又、恒例の車中での税に関するクイズは、税に関する知識を学ぶことが出来毎回楽しみにしています。

バス研修会はとても有意義と思っておりますし、一人でも多くの方と研修を楽しむことが出来ますことを願っております。



「税金の必要性」

豊島区立西池袋中学校 3 年 高田 梨沙

「税金」という言葉を聞くと、みなさんは最初に何を思い浮かべるだろうか。私が思い付くのは、「消費税」だ。消費税は日常生活で一番関わりがある。幼い頃の私は消費税という言葉を知らなかったため、100 円ショップで買物をする度に、「なんで 100 円ショップなのに、105 円なんだろう。だったら 105 円ショップにすればいいのに。」と思っていた。金額が大きいと尚更だ。10 万円の買物をするに 5,000 円もの消費税がかかってしまう。私の 1 ヶ月のお小遣いよりも多い、一体、なぜ商品の 5%を加算する消費税が必要なのか。消費税の使われ方は？様々な疑問が昔からあったものの、特に調べる機会がなく今まで暮らしてきた。

今回、「税金」についての作文が学校の課題となり、私の疑問が晴れるときが来た。色々な資料で税金について調べた結果、税金には様々な利点があることがわかった。身近なものでは学校で使用している教科書や警察。消防さらには水道管や道路設計までも、消費税を含む様々な税金で賄っている。もし税金のない日本なら、救急車やごみ収集が有料となったり、医療費全額負担など日常生活をしていく中で、とても不便になってしまうのだ。このようなことを知った私は、「税金はなくてはならないもの。」だと初めて痛感した。しかしその一方で、「税金の無駄遣い」があるということも知った。『必要かどうか分からない工事を周辺住民の意見も聞かずに、勝手に始めて途中で終える。結局、何がどう変わったのか。よく分からない、こんな工事が本当に必要といえるのだろうか。』ある日、ネットで調べ物をしているときに偶然見かけた言葉だ。確かにその通りだ。道路整備をしても、中途半端でかえって凸凹な道になったり、橋の建設をたくさんの税金を使って行ったにも関わらず、途中で工事を中止する。こんなことがあっていいはずがない。国民から集めた大切なお金なのだからもっと計画的に、「日本のため」になるように使ってほしいとこの言葉を見て切実にそう思った。

今年、3 月に起きた東日本大震災。東北に住んでいるたくさんの人々が犠牲となり、今でも不安と闘いながら暮らしている人々がいる中で仮設住宅の建設や自衛隊の派遣、道路整備などに税金が役立っている。とてもいいことだと思った。「日本のため」に使われているのだから。

今回この課題に接して、「税金」はなくてはならないもので、私たちの身近にあるものに役立っていることを知った。しかし、その一方で無駄遣いがあることも知った。今後は税金を「日本国民」の役立つものとして、無駄遣いをせず大切に使うてもらいたいと思う。財源が豊かで、国民一人一人が満足できる社会になることを願っている。



「夢をつなぐ」

豊島区立池袋中学校 3年 林 悠芽実

子供の私でも税金と聞くとできれば払いたくないと思う。それはどうしてだろう。おそらく、税金について何も知らないからだと思う。もし、小さい頃から税金の教育を受けていたら、今、私が抱えている税金のイメージは、もっと良いものになっていたと思う。

納税は、教育、勤労と並んで国民の三大義務の一つだが、中にはその義務を果たさない人もいる。私は、日本は税金を払うと損をする、という風潮があるように思う。でも、それは違う。毎日利用する道路は、税金で建設され維持管理されている。また、安全な食品を作るための農業や漁業の支援にも、税金は使われている。もし、損をするからといって誰も税金を払わなくなったら…私たちの生活は、成り立たなくなるのだ。だから、小さい頃から税金の大切さを教育すべきだと私は思う。そうすれば、納税の義務を果たさない人もいなくなるのではないだろうか。

8月半ばに、私は被災地へ行く。震災の爪跡を見てどう思うのか、今の私には分からない。けれど、復興のためにたくさんのお金が必要なのは分かる。では、そのお金をどうやって集めるのか。かつてないほどの義援金が集まったので、お金の協力をしたい人が大勢いるのはよく分かる。でも、復興に必要なお金を税金で集める言ったら…。果たして、すんなり受け入れられるだろうか。私は難しいと思う。なぜなら何をするためにどのくらいお金が必要で、いくら足りないから税金で集めるという説得力のある説明がないからだ。そうすると、私たち国民は、強制的に税金をとられると感じてしまう。だから、ぜひ、子供の私にも分かるように説明してほしい。そうすれば、国民は納得して税金を払うと思う。

私の知っている人は、美容師をしながら一人で子供を育てている。それなのに、援助を受けるところか、税金くらいは払える人間でいたいと言っていた。私は、とても立派だと思った。そして、子供にも税金くらいは払える大人になりなさい、と教えているそう。今、その人の子供は看護師をめざして看護学校で勉強している。きっと、将来はきちんと税金を払う立派な大人になると思う。

私も、将来なりたいものがあり、その夢をかなえるために勉強している。私が学校で使っている机や椅子や教科書は、税金で買ったものだ。夢をかなえるために、私も税金の恩恵を受けている。だから、社会に役立つ大人になりたい。私がめざす職業は、社会に役立つ立派な職業だと思う。もし、夢がかなって私が働くようになったら、誇りを持って税金を払いたい。次の世代に夢をつなぐためにも。



「日本の心『ギブアンドテイク』」

豊島区立西池袋中学校 3年 二宮 蓮夢

私は今まで、税金はただ単に国が貧乏にならないように、払わされているだけだと思っていた。何もしないなら、わざわざ私達は払わなくてもいいじゃん、とも思っていた。でも、インターネットや本で税について調べてみて、税が私達日本国民にとって重要な役割をしていることはわかった。

例えば、私達が生きていくために必要不可欠な食品にも税金がかかっている。これは、私達が安全でおいしい食品を食べられるように、食品を作っている農業・漁業への支援金だ。

また、私の学校は今、建て替えているため、私達は仮校舎に通っている。この仮校舎も、何億という税金で造られているのだ。

つまり、税金は国のためだけではなく、私達国民が安心、安全に楽しく生活していくためにも、必要なものなのだ。

では、「税」というものはいつからあるのだろうか？

調べてみると、税はなんと弥生時代からあったのだそうだ。弥生時代にムラからクニへと大きくなっていき、稲作が始まってから、お金の代わりに米を納めていたのだ。それから時代は進んでいき、何度かききんが起きたり、農民による反乱が起こったりする。それらは極端な増税や、貴族と農民の貧富差から生まれたものだ。だから、このような問題を起こさないためにも、国民は公平に、平等に税を払わなければいけないのだ。

日本国民には「教育」、「勤労」、「納税」この三つの義務がある。そしてこれらは全て環をなしている。義務教育を受けた人が、社会に出てお仕事をし納税をする。そのお金はまた、これから未来を担っていく子供達に使われていく、というように、私達は見ず知らずの人々とも税の『ギブアンドテイク』をし、つながっているのだ。「一期一会」を大事にしろ！とよく聞くが、私達は実はもう「税」というもので生まれた時から深くつながっているのだ。これがあるからこそ、私達は幸せに暮らせるのだ。

最近、「少子高齢化」という言葉をよく聞く。これは医療の進歩により寿命が延び、高齢者が増える反面、未来の働き手となる子供の出生率が減り、年少者が減るというものだ。高齢者には年金や医療、介護などの費用がかかる。しかも、働き手が減っているので、働き手一人一人にかかる負担が大きくなってしまふのだ。

そこで今、増税をするかどうかを政治家の人々が討論をしている。私は、今までしっかりと納税なさってきた高齢者の方のためなら良いと思う。タダで教科書や部活の道具などをその方達の税金で買ってもらったので、しっかりと勉強をして将来お金を稼ぎ『ギブアンドテイク』の精神で恩返しをしたい。

そのためにもこれからは、社会の変化に合わせ、税について考えていきたいと思う。

「税金について」

豊島区立西池袋中学校 3年 関 千夏

私は、今まで税金について、考えたこともありませんでした。今回、作文を書くことになり、初めて税金のことを調べてみました。

私達には皆、納税の義務があることは、学校の授業で習って知っていましたが、税金の種類の多さに驚きました。私が知っていたのは、買い物をした時に払う消費税ぐらいしかなかったからです。ごみの処理や、水道、学校の建設や教科書、そして部活動まで、身近なところでこんなに税金が使われているんですね。

私は将来、看護師になりたいと思っています。税金は、医療や介護などの社会保障にも使われていることを知り、とても興味を持ちました。

実際、税金はこのように使われています。第一に、風邪をひいたり、けがをしたりして病院に行った時に払うお金の一部です。第二に、年をとって体が思うように動かなくなったときなど、介護サービスを利用したときに税金が使われています。第三に、老後も安心して暮らしていくために国から受けとる年金の一部です。第四に、心や身体に障害のある人や、生活に困っている人たちを助けるためにも税金が使われているのです。以上が社会保障の主なものです。

母は、先天性の心臓病で手術をしました。その時に身体障害者に認定されました。初めは。身体障害者に対して少し抵抗があったそうです。でも、認定されたことにより、高額な手術の費用も払う必要がなくなりました。そして、今でも医療費や手当の受給など、いろいろな面で税金に助けられているのだそうです。税金がなければ、病気の人は病気とたたかうだけでなく、お金の心配もしなければいけないのだと思いました。母も働いているので、税金に感謝しながら、自分でも税金を払っています。税金は、みんなが困った時に助け合ったり、安心して生活できるようにするために、とても大切なものだと思います。

今、日本がかかえる問題のひとつに、「少子・高齢化」があるとニュースでよく言っています。日本は、外国に比べると急速に「高齢化」が進んでいるそうです。同時に、子供を生む人が少なくなり、「少子化」も進んでいるそうです。このままだと、将来、医療費や年金の負担が増えてしまうでしょう。

私が大人になった時、何ができるか分からないけれど、まず自分の夢である看護師になり、病気の人を助けてあげたいと思います。そして、一人の社会人として、ちゃんと税金を払っていこうと思います。



「 命と税金 」

豊島区立池袋中学校 3年 鷺谷 愛

平成8年9月14日、私は生まれた。税金というものがなかったら、私は今、ここにいなかったかもしれない。

福岡市内にある個人病院で私は生まれた。出世時の体重は1,700g。未熟児だったそうだ。私は生まれてすぐに母子の対面もないまま、福岡市立こども病院に搬送された。偶然、病院取材していたNHKがその時の様子を撮影し、番組内でも使われ、“未熟児のベッドが足りない”というタイトルで放送された。

私の生まれた病院の先生達が必死に私の未熟児のベッドを探してくれ、私は助かったのだと聞いた。私も本当に危険な状態だったそうだ。その時の映像を見たが、私は本当に小さくて、今にも死んでしまいそうだった。母の手の平に顔がすっぽり隠れるほどだったという。母は「税金がなかったら生きられなかったかもしれない。」と言っていた。私を運んでくれた救急車、そして保育器。全て税金でまかなわれていたのだという。私の中の税金のイメージは、皆でお金を出し合って、公共の施設や物に使っているんだろうという感じで、あまり興味はなかった。私を助けてくれた税金というのはどのようなものなのか興味を持ち、調べてみることにした。

調べてみると、未熟児養育医療制度というもので、入院して治療にかかる費用を負担してくれるというものだった。出生体重が2,000g以下、黄疸の治療、多胎出産のいずれかに当てはまる未熟児が対象の制度ということがわかった。治療に使う医療機器や保育器は高いもので2千万円もするという。国民医療保険がない国の場合、未熟児が保育器を使う場合、1日100万円、40日使うと4千万円になってしまい、各自でその費用を各自で負担しなければならないそうだ。普段、税金でありがたみを感じることはないけれど、自分にかかった大金の治療費を税金が負担しているとは思わなかった。大人は税金が高いと言っているから、あまりいいイメージはなかったけれど、私達が気づかないだけでいろいろな所でたくさんの人が税金によって助けられ、支えられているんだなあと感じた。

もう一つ税金に助けられていることがある。それは障害を持った妹の車イスだ。本当は一台30万円もするが、かなりの補助をしてもらっているそうだ。大人用の車イスはあまり高くはないが、子供用だと背中を支えるクッションなどがつくので高価になってしまうのだという。このような体験がなかったら、私は、一生税金は払っているだけ、という意識を持ち続けてしまったかもしれない。

ほとんどの人は税金は何の利益もない、と思ってしまうかもしれない。でも、私の家族のように税金によって助けられ、支えられている人達がいることを、多くの人々に知って欲しい。そして、今までの税金に対してのイメージを少しでも変えてもらえたらいいと思う。



「 税について 」

豊島区立千登世橋中学校 3 年 片山 絵莉子

そもそも「税」とは何なのでしょう？ 一番身近なもので「消費税 5%」があります。買物する度は無意識のうちに、自動的に 5%の税金を日々納めていたわけです。今まで「税」について深く考えた事はありませんでしたが、今回このような機会を得て、はたして税金がどのように使われているのだろう？と興味が湧いてきました。

私達一人一人は「国家」の一員であり、言うまでもなく人は一人では生きられません。あらゆる事を分け合い、自分の職業を一つの役割とし、助け合って「一つの国」を成し、そこに国民の一人として存在しているのです。「国」は一つの船のようなもので、私たち国民は「運命共同体」と言えると思います。その大きな船を動かすためには多岐にわたり、あらゆる事が必要となり、それらが税金で賄われているとあらためて気づき、思い浮かべてみました。

国家の治安を守るための警察並びに消防。道路や水道の整備、年金や医療・福祉の問題。そして将来を担う子供たちの教育。一つ一つが大切なことばかりです。

もし税金が無かったら、普段あたり前に思っている交番のパトロールや救急車の利用、ごみの収集に至るまで、いわゆる「公共サービス」と言われるものが全て有料となってしまいます。医療費も全て自分で負担しなければならない事に気づきました。

つまり国民である私達が収める税金は、「自分たち自身が健康で豊かな生活」を実現するためのものなのです。国や地方公共団体が行う活動の財源となるのが「税金」で、言ってみれば「税」は私達が社会で生活していくための、そしてみんなでその社会を支えるための「会費」のようなものだと分かりました。従って、そこに「税金」を払う義務が生じるわけです。

まだ授業では習っていませんので、調べてみると普通税の他に、自動車税、相続税、固定資産税など、色々目的に応じた税もあると知りました。その一つ一つをこれを機に学び徐々に知識を深めたいと思います。

国民は「税金」を納める義務があると同時に、皆のお金である「税金」が正しく使われているかを見極める為に、もっと政治に興味を持ち、目を見開いて互いに「見守る義務」があると思います。

そして何より大きな責任を感じ、「大切な税金」を国民の現状のために、そして明るい未来につなげるために、「活きた財源」としてくれる有能な国のリーダーが舵取りに現われてほしいと思います。

“あら簡単” 始めてみましょう イータックス！



間税会とは

間税会は、間接税についての唯一の税務関係民間団体で、次のような理念や目的を持って活動している会です。

① 間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体です。

(注)間接税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油石炭税、石油ガス税のように、納税者と担税者が異なる税で、この税金分は通常、取引価格に上乗せされて取引先に転嫁されていきます。

なお、印紙税も、一般に間接税等として、広い意味の間接税に含まれます。

② 間税会は、間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力しています。

③ 間税会は、会員企業の健全な発展に寄与するために、いろいろの情報を提供したり、会員間の交流を図っています。

④ 間税会は、会員以外の方にも消費税などについて参考となる情報を提供しています。

⑤ 間税会は、次のことを目的として活動しています。

イ 会員企業の発展

ロ 税務知識の習得と普及

ハ 税務行政への協力

⑥ 間税会は、次のような役割と使命を担っています。

イ 会員企業の立場で、税制及び税務執行の改善のための提言と国税当局とのパイプ役となります。

ロ 会員企業にとって必要な税務や経営のための情報を提供します。

ハ 会員相互の連帯と強調を図り、企業の発展と会員の福利厚生に寄与します。

ニ 会員以外の方に対しても消費税についての啓蒙・広報を行います。

⑦ 間税会は、「消費税 括かすみんなの 間税会」をキャッチフレーズとしています。

間税会加入のお勧め

* 間税会の会費はいくらですか？

・個人、法人と格差はありますが最低5,000円からです。

皆様のご参加をお待ちしております。ぜひ入会ください。

お問い合わせは下記までに

事務局：豊島区東池袋 1-4 7-1 2 シウトウビル 7F

株式会社 アマランス 藤川

TEL 3988-7671 FAX 3988-7668

確定申告のお知らせ

申告書は パソコンで作成 提出はお早めに!!

各税目の申告・納付期限等

申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、早めに提出をお願いします。

なお、還付を受けるための申告書は、1月から提出ができますので、説明会等や国税庁ホームページなどを利用して、早期申告に御協力ください。

税 目	申 告 ・ 納 付 期 限	口座振替日 (※事前の手続きが必要です)
申 告 所 得 税	平成 24 年 3 月 15 日 (木)	平成 24 年 4 月 20 日 (金)
個 人 事 業 者 の 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	平成 24 年 4 月 2 日 (月)	平成 24 年 4 月 25 日 (水)
贈 与 税	平成 24 年 3 月 15 日 (木)	

納税は、便利な振替納税で

申告所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税については、金融機関の預貯金口座から振替によって納税する便利な制度（振替納税）がありますので、是非御利用ください。

※ 新たに振替納税の利用を希望される方及び申告書提出先の税務署が変わった方は、各税目の申告期限までに手続きが必要となります。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください、豊島税務署管理運営部門にお問合せください。

説明会・相談会の御案内

名 称	開 催 日	会 場	所 在 地	時 間
年金受給者 及び 給与所得者 のための 還付申告書 作成説明会 (※1)	1月25日(水)	千早地域文化創造館	千 早 2-35-12	《午前の部》 9時00分～12時00分 (受付は11時30分まで) 《午後の部》 13時00分～16時00分 (受付は15時30分まで)
	1月26日(木)	東 部 区 民 事 務 所	北 大 塚 1-15-10	
	1月31日(火)	長 崎 第 三 区 民 集 会 室	長 崎 2-27-18	
	2月 2日(木)	駒 込 地 域 文 化 創 造 館	駒 込 2-2-2	
	2月 3日(金)	雑 司 が 谷 地 域 文 化 創 造 館	雑 司 が 谷 3-1-7	
税理士による 小規模納税者 の方などのた めの無料申告 相談(※2)	2月16日(木)～ 3月15日(木) (土・日曜日を 除く)	生活産業プラザ	東池袋 1-20-15	《午前の部》 9時 30分～12時00 分(受付は11時30分まで) 《午後の部》 13時00分～16時00分 (受付は15時30分まで)

(※1) 年金・給与以外の収入がある方は御遠慮ください。

(※2) 譲渡所得のある方や相談内容が複雑な方は御遠慮ください。

◇ 会場の混雑等により早めに受付を締め切る場合がありますので、御了承ください。

◇ 御来場の際には、確定申告書類等のほか源泉徴収票などの添付書類、印鑑、筆記具等を御持参ください。

国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」 で「申告書」が作成できます！

www.nta.go.jp

確定申告

検索



e-Tax を利用すると
こんな特典があります！

最高4,000円の税額控除

平成 23 年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行くと、所得税額から最高 4,000 円の控除を受けることができます。

※平成 22 年分以前の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。

添付書類を提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、書類の記載内容を入力して送信することにより、その提出又は提示を省略することができます。
※確定申告期限から 5 年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。

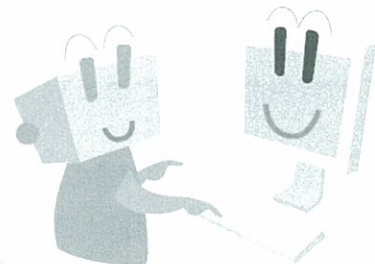
還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は、早期処理しています（3 週間程度に短縮）。

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などが作成できます。

また、税務署に来署されて作成する場合にも、パソコンを使って同様のシステムでの確定申告書作成を推進しています。

金額等を入力してね



作成が
終わったら

インターネットで送信



国税電子申告・納税システム
作成した申告書等のデータは、
自宅から税務署に送信することが
できます。

印刷して郵送等で提出



書面提出

作成した申告書等のデータは、
印刷して税務署に郵送等で
提出することができます。

所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・提出会場

豊島税務署では、所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を、次のとおり設置いたします。

期間：平成 24 年 2 月 1 日（水）から平成 24 年 3 月 23 日（金）まで

（※ 土、日及び祝日を除きますが、2月19日（日）及び2月26日（日）は開場します。）

時間：受付 午前8時30分から（提出は午後5時まで）

相談 午前9時15分から午後5時まで

会場：豊島税務署（確定申告書作成会場は、庁舎駐車場のプレハブ建物の中です。）

※当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署は御遠慮ください。

- ◇ 会場が混雑している場合は受付を早めに締め切ることがありますのであらかじめ御了承ください。
- ◇ 上記期間以外は申告書作成会場がございませんのでお待ちいただく場合があります。
- ◇ 平成 24 年 1 月 4 日（水）から作成済みの申告書の提出を受け付けています。（土、日及び祝日を除きます。）

東日本大震災により被害を受けられた方へ

東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けられた方は、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

詳しくは、豊島税務署（個人課税部門）にお尋ねください。

税務職員を装い、勤務先、取引銀行等を問い合わせる事例、従業員等の個人情報等を問い合わせる事例、現金を持ち去るなどの事件にご注意ください。

未公開株や社債の取引に関連して、銀行の口座情報を問い合わせたり、手数料の支払いを要求する事例が発生しています。

納税者の皆様がこのような被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

- 1 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせをする場合は、提出いただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
- 2 税務職員が納税者の皆様の金融商品などの取引に関して手数料の振込みを求めることはありません。
- 3 税務職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書(顔写真ちよう付)を携帯しています。また、徴収担当の職員が滞納整理を行う場合は、徴収職員証票と身分証明書(顔写真ちよう付)を携帯しています。身分証明書等で所属、氏名等を確認してください。
- 4 通常の税務調査において、調査担当の職員が帳簿書類等を預かることはありますが、現金その他の財産を差し押さえることはありません。
- 5 徴収担当の職員が、納税者の皆様から税金の納付のために現金を受領する場合には、必ず領収証書を交付しています。
- 6 通常、税務調査を土日などの休日や早朝・深夜から開始することはありません。

ご家族の方が電話での問い合わせを受けられたときは、即答せず、税務職員の所属と氏名をご確認いただき、必ずご本人に相談の上ご回答願います。

また、国税局・税務署の関係者や税理士などを装い、税務関係の会報などの購読や税務に関する講習会などへの受講を勧誘し、種々の名目により法外な金銭を請求するといった事件や、ダイレクトメール等で「あなたの税金安くします。」などと持ちかけ、手数料名目の金銭を振り込ませて詐取しようとする事件についてもご注意ください。

税務職員が、会報の購読や講習会の受講を勧誘することはありません。

不審な点があるときは、国税局の納税者支援調整官又は税務署の総務課までお問い合わせください。

印紙税実務講座の開催について

本講座は、日常生活や経済取引に係る印紙税について事例等を含めわかりやすく解説致します。
印紙税は契約書の内容や契約金額、受取金額などにより税額が定められており複雑です。
この機会に、印紙税を正しく理解していただくためにも、是非ご参加いただけますようご案内申し上げます。

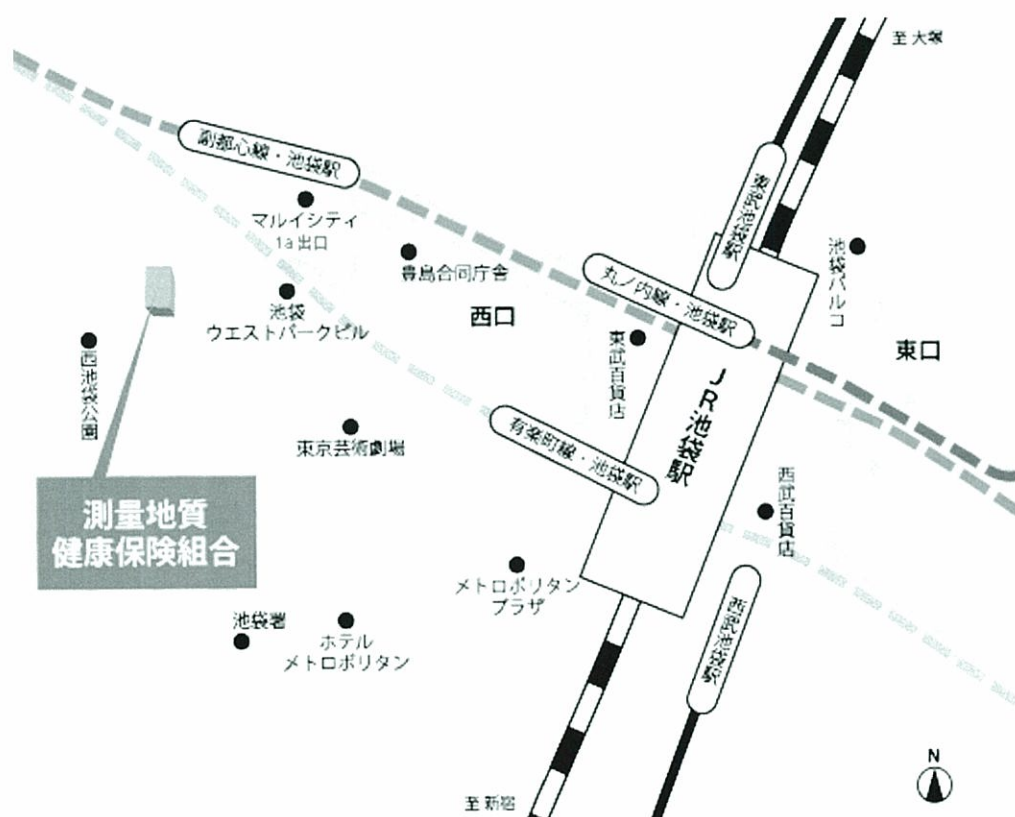
<講座の概要>

講 師	豊島税務署 印紙税担当官
内 容	「印紙税の実務」について
開 催 日	平成24年2月24日(金)
時 間	午後2:00~4:00
場 所	測量地質健保会館 7階会議室 〒171-0021豊島区西池袋3-30-5 (TEL 3987-3151)
会 費	無 料
定 員	70名(定員オーバーにより受講できない場合はご連絡いたします。)
持 ち 物	当日、筆記用具・電卓をお持ちください。
申込方法	当会事務局へ、電話又はメールでお願いします。
	豊島間税会事務局 TEL:03-3988-7671



E-mail : info-a@amaranth.co.jp

【申込締切日 平成24年2月17日(金)】



謹 賀 新 年

本年もよろしくお願い申し上げます

豊 島 間 税 会

会 長	根 本 弘 三	(有)ネモト時計店)
副 会 長	戸 澤 為 利	(株)川口屋)
〃	石 井 陽 一	((資)三豊酒店)
〃	増 子 信 介	(有)ミネルヴァ)
〃	國 松 省 三	(株)ピーデーエスコンピュータ)
〃	稲 川 一	(株)文宣)
〃	伊 東 祐 浩	(昭英化学株)
〃 (女性部長)	野 村 要 子	(有)野村商事)
事務局長	藤 川 盛 弘	(株)アマランス)
監 事	丸 山 雄 一	(池袋木工株)
〃	加 藤 壽 男	(株)紅緒)

編集後記

会報のページ下に掲載されている標語は平成23年度「税を考える週間」行事の一環として全間連で募集した「税の標語の優秀作品」です。この募集は会員のみならず、どなたでも出来ますので、家族、知人の方々よりの作品の応募を期待しています。インターネットホームページは<http://www.kanzeikai.jp>です。ここには、「税の標語募集」のほか、「消費税など税に関する情報」、「消費税に関するご意見募集」、「税金クイズ」等が掲載されています。ぜひアクセスしてご覧になってください。また、ご意見等ございましたら投稿をお願いします。

明けましておめでとうございます

豊島酒販連合会

東京小売酒販組合
豊島酒販連合会

理 事 長 副 会 長 会 務 局 長	藤 土 松 井 武	田 尾 田 上 田	利 英 浩 禎 収	久 夫
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--------

酒類のお買い求めは地元の酒販売店で！

新年明けましておめでとうございます

豊 島 優 申 会

会 長	伊 東 佑 浩	昭英化学(株)
副会長	水 上 春 樹	二和電気(株)
〃	牧 野 雅 之	マキノ製缶(株)
〃	菅 耕 治	(株)エフ・エム
会 計	齋 藤 英 子	池栄青果(株)
幹 事	佐 藤 茂 義	(株)小林スプリング製作所
〃	井 上 裕	(株)渡邊建築事務所
〃	歌 芳 明	(株)歌工務店
〃	高 村 光 朗	高村紙業(株)
監 事	太 田 博 之	協同商事(株)
〃	加 藤 壽 男	(株)紅緒



宝石・眼鏡・時計 品質を大切にする……

(有) ネモト時計店

代表者 根本 弘三

豊島区駒込 6-30-13
Tel Fax : 03-3910-2905

システム開発・コンサル・HP作成 他

株式会社 ピーデーエスコンピュータ

代表取締役 國松 省三

豊島区東池袋 1-44-1 黒澤ビル 5F

TEL : 03-3981-5331

FAX : 03-3981-5330

URL : <http://www.pdsc.co.jp>

酒 ワイン&リカーショップ

株式会社 川口屋

豊島区駒込 7-16-4

TEL 3918-2702

FAX 3918-2828

ISO9001・ISO14001認証取得

各種精密スプリング(板バネ・コイルバネ)・板金加工・テーピング加工

KSP 株式会社 小林スプリング製作所

代表取締役社長 佐藤 茂義

本社 東京都豊島区南長崎6-9-6 TEL 03-3953-2181

〒171-0052

FAX 03-3952-9958

URL : <http://www.kobayashi-sp.co.jp/>

三芳工場・小諸工場・諏訪工場・中国(広州工場・上海工場)



株式会社 セイコーアドバンス
Seiko advance Ltd.

代表取締役社長 平栗 哲夫

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-5

TEL (03) 3987-5111(代) fax (03) 3987-5149

URL <http://www.seikoadvance.co.jp/>

すがもの
カード

ATM
365日

入出金
手数料

0円



TOKYO
UNITY Bank

あはれることに喜びを
巣鴨信用金庫

泰平飯店

宴会は60名様まで、是非ご相談ください

☎03-3910-7144

〒170-0002 豊島区巣鴨2-1-2

太平商事株式会社

この街の素敵な暮らしのパートナー

皆様のお役にたつ



東京信用金庫

本店営業部	豊島区東池袋 1-12-5	(3984) 9111(代)
要町支店	〃 要町 1-1-1	(3957) 3161(代)
椎名町支店	〃 南長崎 3-2-14	(3953) 4611(代)
東長崎支店	〃 南長崎 5-28-4	(3952) 3151(代)

理美容器具・化粧品卸

(有) 野村商事

豊島区上池袋 1-23-3-101

TEL 03-3918-1048

FAX 03-3910-1537

交通・屋外広告の代理店

<http://www.bunsem-inc.co.jp>

Advertising Agency

BUNSEN

— SINCE 1947 —

株式会社 文宣 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-25-8 タカセビル6F
PHONE 03-3986-2041(代) FAX 03-3986-2746

Amaranth

システム開発・構築保守・HP作成維持

株式会社アマランス

代表取締役 藤川 盛弘

豊島区東池袋 1-47-12 シウトウビル

TEL : 03-3988-7671 FAX : 03-3988-7668

URL : <http://www.amaranth.co.jp>

太陽光・風力・水力等の小電力発電システムの
企画、製作をご提案いたします

＝停電対策にお困りならご相談下さい＝

＊＊電源システムの専門メーカー＊＊



二和電気株式会社

NIWA ELECTRIC CO.,LTD.

代表取締役 水上 春樹

ホームページ <http://www.niwadenki.co.jp/>

【本社】豊島区池袋3-52-12

TEL:03-3987-6311

【所沢】所沢市坂の下138

TEL:04-2945-4571

【京都】京都市南区吉祥院石原堂ノ後町3-1

TEL:075-682-0513



豊島区南池袋 2-43-16

TEL 03-3981-7161(代)

URL <http://www.shoei-chem.co.jp/>

平成 24 年 1 月
豊島区東池袋 1-47-12
シウトウビル
株式会社 アマランス
TEL : 03-3988-7671



間税会は、改正消費税の周知活動に取り組んでいます。